

令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業採択要領

この要領は、令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業における最適な事業を採択するために、必要な事項を定めるものである。

1. 補助金の内容

- (1) 補助金の名称
令和8年度白浜町海業推進事業費補助金
- (2) 補助対象者
漁業組合又は漁業関係者が構成員の過半を占める団体
- (3) 補助金の額
上限5,000,000円
- (4) 事業期間
令和9年2月28日まで
- (5) 事業範囲
白浜町及び周辺市町
- (6) その他
別紙「令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業事務取扱要領」のとおり

2. 申込手続等

- (1) 提出先
〒649-2332
和歌山県西牟婁郡白浜町栄731番地の5 白浜町富田事務所内
白浜町農林水産課振興係（担当：古守）
- (2) 提出期限
令和8年10月8日（木） 午後5時00分必着
- (3) 提出方法
持参、郵送等による。ただし、上記(2)の期限までに必着すること。
- (4) 提出書類
ア 令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業計画書（別記様式）
イ 利害関係者の同意書（様式任意）※例：陸域において実施する場合は土地や建物の所有者又は管理者、水域において実施する場合は漁業権を有する漁業組合など
- (5) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）※複本は写し可とする。
- (6) 事業計画書記載上の留意事項
ア 採択においては、本補助事業の目的が、海業を推進することにより、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化につなげることに鑑み、地域における事業効果を重視する。
イ 事業計画書を補足する資料の様式は任意とするが、A4サイズ縦置きを原則とする。

3. 事業の採択等

- (1) 提出書類及び事業計画書を補足する資料（以下「事業計画書等」という。）の内容をもとに、複数の審査員により、あらかじめ定めた採択基準（別紙）による審査を行い、

審査の結果、評価点の合計が最も高い者（同点の場合は、審査員全員で協議）を採択候補者とする。

- (2) 採択候補者は、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号）、白浜町水産振興事業補助金等交付要綱（平成31年白浜町要綱第15号。以下「要綱」という。）及び本補助事業事務取扱要領の規定に則り、交付申請手続きを行い、交付決定をもって事業採択とする。

4. スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 事業計画書等の提出期限 | 令和8年10月8日（木） |
| (2) 結果の通知 | 令和8年10月中旬予定 |
| (3) 交付申請・交付決定 | 令和8年10月下旬予定 |

5. 失格事項

採択希望者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして白浜町が認定した場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、白浜町が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 補助金の交付決定までの期間において、和歌山県及び白浜町から入札参加資格停止又は回避の措置を受けた場合

6. 採択結果の通知

採択結果は、事業計画書等を提出したすべての採択希望者に文書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには、一切応じない。

7. 留意事項

- (1) 本事業採択に係る一切の費用は、採択希望者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は、認めない。ただし、白浜町から要請のあったものについては、この限りではない。
- (4) 採用された事業計画書等の著作権は、白浜町に帰属する。
- (5) 提出された事業計画書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された事業計画書等は、白浜町情報公開条例の規定により、公開することがある。
- (7) 採択希望者が1者（社）の場合であっても、選考を実施する。なお、評価点が12点を下回り、採択希望者の提出した事業計画が要求水準等を満たさないと白浜町が判断したときは、その計画を採択せず、応募を失格とする場合がある。

8. 問い合わせ先

〒649-2332

和歌山県西牟婁郡白浜町栄731番地の5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課振興係（担当：古守）

電話：0739-45-0009

FAX：0739-45-1019

電子メールアドレス：s.komori@town.shirahama.lg.jp

(別紙)

採 択 基 準

No.	評価項目	評価の観点や視点	評価点 〈最低水準点〉
1	計 画 の 方 針	事業の目的及び内容を十分理解した計画となっているか。	5 点 〈2 点〉
2	計 画 の 有 効 性	民間による専門的情報、知識等を活かし、有効性のある計画となっているか。	5 点 〈2 点〉
3	実 施 体 制	計画内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担等）をとっており、確実に実施することができるか。	5 点 〈2 点〉
4	事 業 費 用	事業の実施に要する費用が安価であり、かつ経費の内訳が明確で妥当性があるか。	5 点 〈2 点〉
	合計		20 点

備考) 評価点欄中の上段は、審査員一人あたりの配点であり、次の基準により評価する。

- ・極めて水準を満たしているもの 5 点
- ・特に水準を満たしているもの 4 点
- ・水準を満たしているもの 3 点
- ・僅かに水準を満たさないもの 2 点
- ・水準を満たさないもの 1 点又は 0 点

(別記様式)

令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業計画書

令和8年 月 日

白浜町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者 名

(電 話／FAX番号

(メールアドレス

印

)

)

)

令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業における事業採択を受けたく、事業計画書及び関係書類を提出します。

1 事業計画の概要

(1) 事業内容

--

(2) 今回の事業を計画するに至った理由

--

(3) スケジュール

実施時期	内容

(4) 計画により期待する効果

--

(5) 事業連携体制※図の挿入可

--

2 予算

(1) 収入

(単位：千円)

費目	全体額	備考
補助金		
自己資金		
その他資金		
合計		

(2) 支出

(単位：千円)

費目	全体額	補助対象 費用	補助金 充当額	備考
資材等費				
機械装置等費				
広報費				
展示会等出展費				
旅費				
借料				
専門家謝金・旅費				
雑役務費				
資料購入費				
産業財産権等経費				
通訳料				
委託費				
外注費				
その他の費用				
合計				

(3) 事業別支出明細（複数内容の事業を行う場合のみ記入）

(単位：千円)

事業の内容	支出額	備考
合計		

備考）合計は(2)支出の合計と一致させてください。